

立川市事業後援事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が各種事業を後援する基準及び手続について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において事業後援とは、市以外の団体等（以下「団体等」という。）が主催する各種事業の趣旨に賛同し、市の名義の使用を認めることをいう。

(基準)

第3条 事業後援する事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を有するものとする。

(1) 団体等が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれに準ずる団体等

ウ 報道機関、学術研究機関その他これに準ずる団体等

エ 教育団体、地域団体、文化団体、福祉団体その他これに準ずる団体等

オ その他市長が特に必要と認めた団体等

(2) 事業の内容が次に該当するものであること。

ア 市の施策の推進に寄与するものと認められ、かつ、市の行政運営に反しないもの

イ 市民の福祉、教育、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるもの

ウ 公序良俗に反しないもの

エ 売名及び営利を目的としないもの

オ 宗教的目的を有していないもの

カ 政治活動を目的としないもの

キ 入場料その他これに類するものを徴収しないもの。ただし、その事業の運営に係る経

費のみに充てるもので、特に必要と認めたものを除く。

ク 広く一般に開放されるもの

ケ その他市長が認めたもの

(承認の申請)

第4条 事業を主催する団体等が事業後援を受けようとするときは、原則として事業開始の日の30日前までに事業後援申請書(第1号様式。以下「後援申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 事業予算書

(3) 初めて事業後援を申請しようとする団体又は過去5年間申請した実績がない団体については、団体の規約及び役員名簿

(4) 対象者の範囲が広く、広域から多数の来場が見込まれる大規模な事業については、関係団体と協議したことが確認できる書面

(5) その他市長が必要と認めるもの

(承認の決定等)

第5条 前条の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、事業後援承認(不承認)決定通知書(第2号様式)により当該申請をした団体等に通知するものとする。

2 前項の規定により事業後援を決定する場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付することができる。

(1) 事業後援の承認(以下「承認」という。)の期間は、承認した日から事業終了の日までとし、原則として6月を限度とすること。

(2) 事業後援は、申請のあった事業についてのみ承認すること。

(3) 事業後援を受けている旨を表示するパンフレットその他の印刷物等を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。

(4) 事業の開催場所の公衆衛生、災害防止等について、十分な措置を講じること。

- (5) 承認した事業について、市は、事務分担及び経費負担を一切しないものとする。
- (6) 承認した事業及びこれに付随する行為から生じた損害の賠償責任について市は、一切負わないものとする。
- (7) その他市長が必要と認めた条件

(申請事項の変更届)

第6条 承認を受けた団体等は、後援申請書に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに事業後援承認事項変更届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(承認の継続)

第7条 承認を受けた団体等が、6月を超えて承認の継続を求める場合は、承認期間が満了する日の30日前までに、事業後援承認継続申請書兼事業後援承認事項変更届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(承認の取消し)

第8条 承認を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 承認を辞退したとき。
- (3) 第3条の規定による承認の基準に違反したとき。
- (4) 承認された事業を他人に譲渡又は貸与したとき。
- (5) 第5条第2項各号に掲げる条件に違反したとき。
- (6) その他事業後援にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(完了報告)

第9条 承認を受けた団体等は、事業が終了した後、速やかに事業報告書（第5号様式）を提出するものとする。

(その他)

第10条 承認を受けた団体等が、当該承認の条件を履行しなかった場合には、新たな承認

をしないものとする。この場合において、団体等の名称が同一でない場合でも当該団体が同一団体と認められるときは、また同様とする。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行について必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号イの改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。